

平成28年度 松山市消防局 非常勤職員(消防救急艇船長)採用試験実施要領

平成29年1月4日

次のとおり松山市消防局非常勤職員(消防救急艇船長)採用試験を実施します。

1 試験職種及び採用予定人数等

職 種	採用予定人数	勤 務 場 所	職 務
消防救急艇船長	3名程度	松山市西消防署	消防救急艇の運行に関すること

2 受験資格

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく1級小型船舶操縦士の免許(技能限定のないものに限る。)を保有している者
- (2) 次の①から⑤に該当しない者(地方公務員法第16条の欠格条項)
 - ① 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時及び場所等

日 時	場 所	合格発表
平成29年2月初旬から中旬予定 (受付終了後、申込者に通知します。)	松山市西消防署 (松山市三津3丁目4-23)	平成29年3月初旬に受験者全員に合否を通知します。

※試験の結果については、得点・受験者数・順位・合格最低点を通知します。

4 試験の方法

科 目	内 容	時 間
口述試験	主として人物についての個別面接	15分程度

5 申込方法及び受付期間

- (1) 履歴書(A4判)に必要事項を記入、申込前3ヶ月以内に撮影した顔写真を添付のうえ、資格免許証の写しをあわせて、消防局総務課へ直接提出又は簡易書留郵便(封筒の表に「消防救急艇船長採用試験申込み」と朱書き)でお送りください。
- (2) 受付期間は、平成29年1月10日(火)から平成29年1月25日(水)まで(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)。郵送の場合は、平成29年1月25日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

6 合格者の決定及び採用

- (1) この試験の合格者は、松山市消防局非常勤職員(消防救急艇船長)採用候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)に登載します。採用は、平成29年4月1日から欠員が生じた場合に、候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。
- (2) 候補者名簿の有効期限は、名簿登載後1年間です。

7 勤務条件

- (1) 勤務形態は、2交替制勤務で、勤務時間は、概ね週38時間45分、1勤務15時間30分(午前8時30分から翌午前8時30分まで。ただし、午前0時から午前6時45分までは休憩(仮眠)時間とします。)です。
※4週間(28日)を1サイクルとして、勤務日10日(午前8時30分から翌午前8時30分まで)、非番日10日、週休日8日を割り振ります。
- (2) 報酬等は、原則、次のとおり支給されます。(退職手当は支給されません。)

基本賃金	諸手当
月額292,900円	通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当

- (3) 雇用期間は1年間です。(勤務成績が良好な場合更新あり。最長平成32年3月31日まで)
※これらの勤務条件は、改定されることがあります。

8 福利厚生等 船員保険、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上における災害補償

9 その他

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (2) 受付期間終了後、受験案内を郵送します。
- (3) この試験において提出された書類等は一切返却できません。

申込先 及び 問合せ先
〒790-0811 松山市本町六丁目6番地1
松山市消防局総務課 人事担当
TEL 089-926-9214